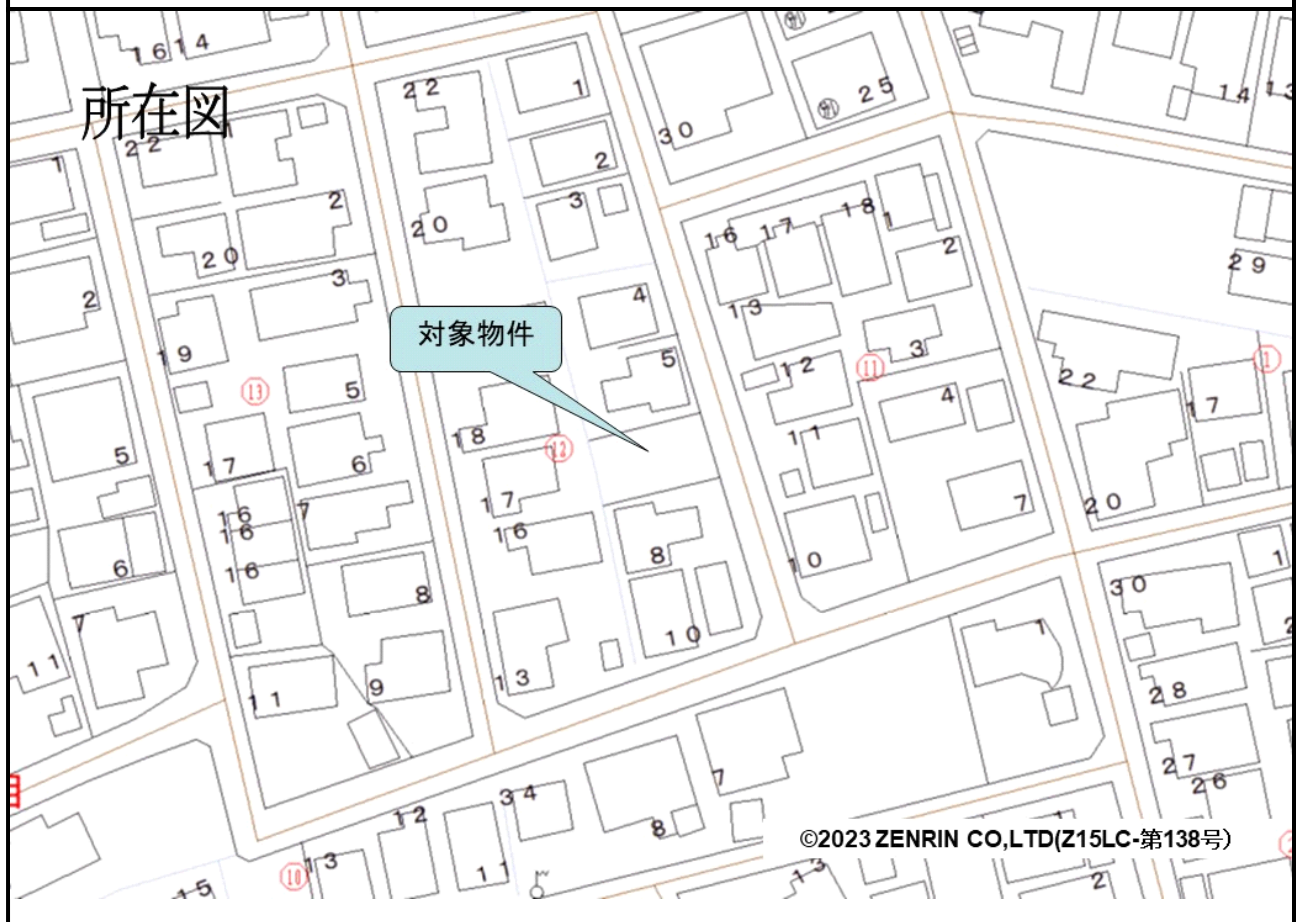
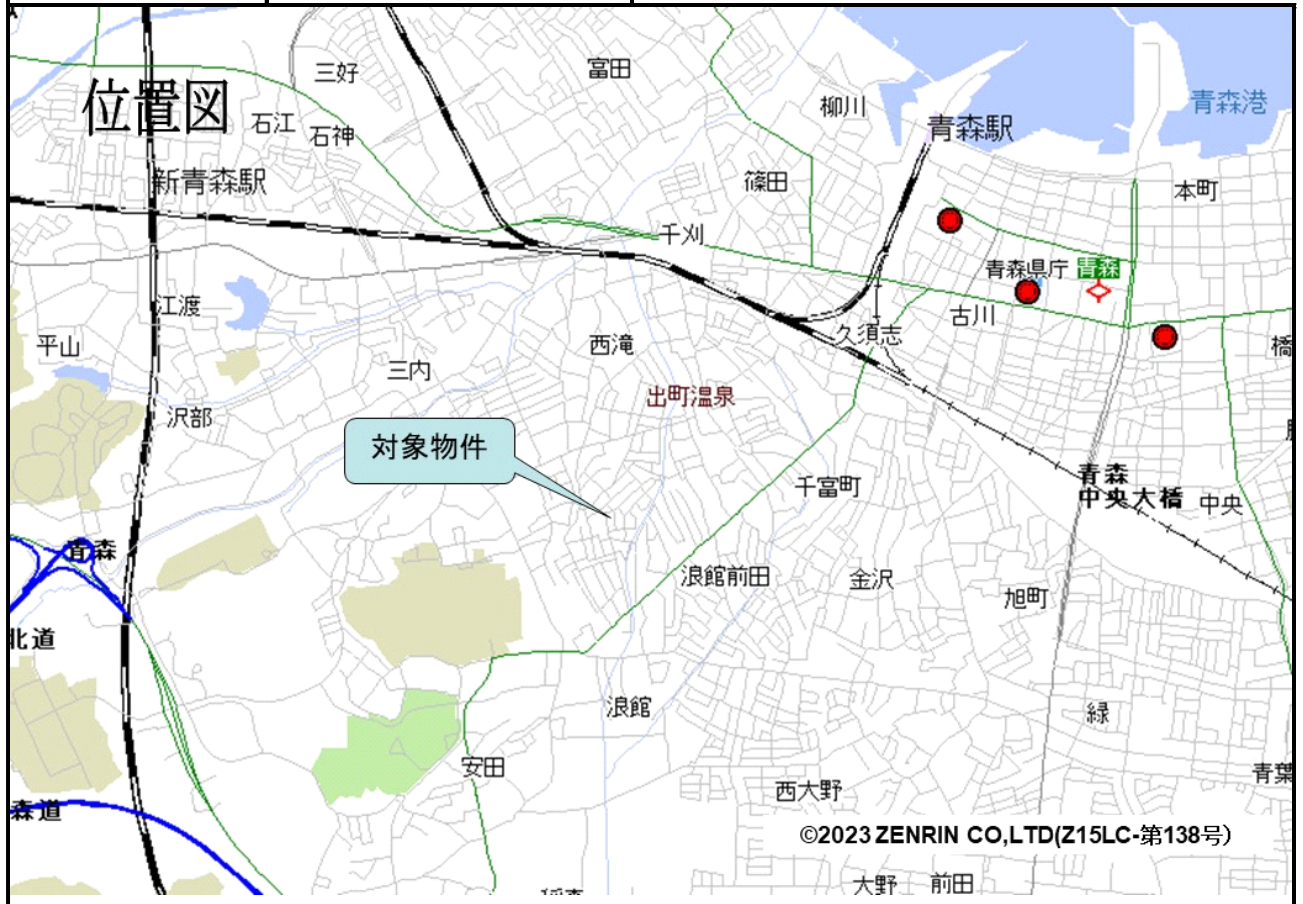


売却区分番号	2377-2		
見積価額	¥5,100,000	公売保証金	¥600,000
財産の表示	<p>1 所在 青森県青森市浪館前田三丁目 地番 59番2 地目 宅地 地積 68.90平方メートル</p> <p>2 所在 青森県青森市浪館前田三丁目 地番 103番4 地目 宅地 地積 111.83平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	<p>第1種低層住居専用地域 日影規制（4時間－2.5時間） 宅地造成等工事規制区域 建蔽率 50% 容積率 80%</p>		
接道状況	東側 幅員約6メートル舗装市道		約0.4メートル高位接面
地盤・地勢	ほぼ平坦地		
使用状況等	対象物件1に隣接地（59番6）の庭木がはみ出している。		
特記事項	対象物件2 雑木あり		
住居表示等	青森県青森市浪館前田3丁目59番2		
最寄駅等	JR（東日本）奥羽本線 青森駅 南西方約2.2キロメートル		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
留意事項	<p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 2 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 3 執行機関（国）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などはすべて買受人の責任において行うことになります。 4 土地の境界については隣接地所有者と、接面道路（私道）の利用については道路所有者とそれぞれ協議してください。 5 土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。 <p>なお、売却区分番号内に複数の財産（財産が一つで所有者を異にする場合を含む。）があるものについては、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。</p>		

売却区分番号

2377-2



見取図



売却区分番号

2377-2



※車両及び動産は公売財産に含まれません。



※動産は公売財産に含まれません。